

審 査 決 定 報 告 書

総務環境委員会

さきの平成26年第2回水戸市議会定例会において当委員会に付託されました議案第58号ほか7件の審査の経過並びに結果について、水戸市議会会議規則第101条の規定に基づき報告します。

これらの案件については、6月20、23日の両日、委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その結果は下記のとおりであります。

以下、審査の概要を申し上げますと、

1 議案第59号 水戸市市税条例の一部を改正する条例

本案については、地方法人税が創設されたことに伴う本市財政への影響、法人市民税や軽自動車税の税率改正後における歳入の見込み額、本市における軽自動車の登録台数、自動車取得税との関係等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「広報等の方法を検討し、市民への改正内容の十分な周知に努められたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、賛成多数をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

2 議案第61号 水戸市市民センター条例の一部を改正する条例

本案については、見和市民センターへの進入路の幅員、見和市民センター及び上大野市民センター移転後の跡地の取り扱い等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「見和市民センター移転後の跡地の利活用については、その方向性を地域住民と十分に協議し、要望や意見等を踏まえた上で、調整を図られたい。また、当該地の利便性等を考慮して、今後の取り扱いについて検討されたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

3 報告第12号 専決処分について（平成25年度水戸市一般会計補正予算（第7号））（ただし、第1表中歳出を除く）

本案については、第2表繰越明許費補正のごみ減量推進事務費に関して、指定ごみ袋の納品がおくれる見込みとなった理由、納品のおくれに伴う市民生活への影響の有無、指定ごみ袋作成業務のあり方等について、種々質疑応答を重ねた後、委員から、「指定ごみ袋の納品におくれが生じることのないよう、作成業務の改善策を検討し、安定供給体制の確保を図られたい」等の意見が出されました。

この後、採決の結果、全会一致をもって、原案を承認すべきものと決定いたしました。

以上のほか、議案第58号 町の区域の設定及び変更について、議案第60号 水戸市役所出張所条例の一部を改正する条例、議案第69号 清掃工場1・3号炉及び共通焼却設備修繕工事請負契約の締結について、議案第72号 内原庁舎耐震改修工事請負契約の変更について、議案第74号 平成26年度水戸市一般会計補正予算（第1号）（ただし、第1表中歳出中第3款、第6款及び第8款を除く）についても、種々質疑応答を重ねた後、採決の結果、いずれも全会一致をもって、原案を可決すべきものと決定いたしました。

記

議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第69号、議案第72号、議案第74号（ただし、第1表中歳出中第3款、第6款及び第8款を除く）

以上、原案を認める。

報告第12号（ただし、第1表中歳出を除く）

承認する。

上記のとおり報告する。

平成26年6月25日

水戸市議会議長 田 口 文 明 様

総務環境委員会

委員長 田 口 米 蔵